

## 第1 監査の対象

教育委員会事務局等（教育総務課、学校教育課、学校給食課、文化財課、野外教育センター）

## 第2 監査の期間

平成29年5月15日から平成29年7月31日まで

## 第3 監査の方法

平成28年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

### 1 重点項目

#### (1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

#### (2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

#### (3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

### 2 主な着眼点

#### (1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
  - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
  - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
  - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
  - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
  - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
  - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
  - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

#### 第4 監査の結果

教育委員会事務局等の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

##### 1 注意事項

###### (1) 契約の方法及び手続

###### ア パソコン周辺機器の設置数について精査を要するもの

小学校教育用コンピュータ機器等リース契約において、一部の学校でパソコン周辺機器を設置基準を超えて配備していた。 (教育総務課)

###### イ 契約事務が遅滞していたもの

神屋小学校シャワー室設置工事始め10件の契約について、契約事務が遅滞していた。 (教育総務課)

###### (2) 支出に関する事務

**ア 需用費支出の内容確認が適切でなかったもの**

「創意と活力」のある学校づくり推進事業において、年度内に消費可能な量を超える物品の購入を行っていた。(学校教育課)

(3) 契約に関する事務

**ア 契約関係書類の確認が適切でなかったもの**

学校給食配送業務委託始め3件に係る契約関係書類において、記載誤りがあった。(学校給食課)

(4) 財産管理等に関する事務

**ア 備品の管理が適切でなかったもの**

購入した微風速計(2台)が備品台帳、備品出納簿に登録されていなかった。(学校教育課)

**イ 都市公園内行為許可に係る事務が適切でなかったもの**

都市緑化植物園における行為許可申請書及び使用料の受領日が行為の初日を経過したものがあった。(野外教育センター)

**ウ 賃金の支給に誤りがあったもの**

臨時職員月例報告書の入力誤り等により、賃金の一部が未支給や過支給となっていた。(教育総務課・学校教育課)

## 第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

### 1 教育環境充実のための外部専門家等の配置について検討を求めるもの(有効性)

世帯構成の変化や価値観の多様化、情報化の進展など教育を取り巻く環境が大きく変化する中、本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する「春日井市教育大綱」を策定(28年2月)し、「みんなで育み、みんなが輝く」という基本理念の下に、地域の実情に応じた教育の振興を図っている。具体的には、いじめや不登校、虐待など、学校だけでは解決が困難な課題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門的な

人材を配置し、関係機関や関係団体との連携を強化した支援体制を推進しているほか、少人数教育など教育環境の充実を図っている。

そもそも義務教育は、国・県制度の下で教育の機会均等と一定の教育水準の確保を目的として必要な教職員等の体制整備が図られていることから、少なくとも教職員の任用制度に関わる多忙化解消の課題は、地域事情として本市が取り組むべき対象であるとはいえない。

また、「あいちの教育ビジョン2020」（愛知県28年2月策定）の取組の柱の一つ「開かれた学校づくりと多忙化解消への支援」の中で、「国の検討状況を踏まえながら「部活動指導員（仮称）」の配置の検討も含め、部活動指導員の配置の拡充を検討します。」とあるところ、本市では、「部活動専門講師」の総数が年々増加していることについて、地域事情の必要性を十分に説明できるものではなかった。また、他の外部の専門的な人材配置に関しても、事業に対する検証が不十分であり、全体的な計画や具体的な配置基準が明確ではなかった。

については、子どもたちの教育環境の充実を図るために、限られた人材のより効果的、効率的な配置に努めるとともに、市独自の手厚い人材配置は新たな税の負担が生じることを再認識のうえ、国及び県の現行制度や今後の動向を踏まえ、その必要性の説明責任が果たせるよう求めるものである。（学校教育課）

## 2 学校給食費の未収金のさらなる解消に期待するもの（有効性）

本市では、24・25年度に学校給食費の未収金が大幅に増加した状況であったが、26年度における未収金対策の抜本的な見直しの下に、法的措置やコンビニ収納の開始など徴収事務の強化や収納環境の改善に努めてきた結果、収納率が向上（27年度96.9%→28年度97.2%）している。現在は、予防対策も含め、学校では現年度分の納付の働きかけを中心に行い、教育委員会では司法手続を前提とした過年度分の文書による催告を中心を実施するなど、学校との連携、役割分担の明確を図り効率的な事務執行がなされている。

については、引き続き、保護者等関係者の理解と協力の下、受益者負担の公平性の確保のため、未収金の解消に努められたい。（学校給食課）